

◎新潟県告示第1045号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、姫川港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

平成30年9月28日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

種類	名称	位置	数量及び能力
係留施設	危険物取扱岸壁	糸魚川市大字寺島字浜ノ新田地内	延長 160.0m
			エプロン幅 10.0m
			水深 5.5m
係留施設	西埠頭3号岸壁	糸魚川市大字寺島字浜ノ新田地内	延長 88.6m
			エプロン幅 20.0m
			水深 10.0m